

(令和3年6月8日付 国土交通省令第39号(鉄道運輸規程の一部改正)に伴う)旅客営業規則の変更について(2021年7月1日から適用)

現 行 (旧)	変 更 (新)
<p style="text-align: center;">旅客営業規則</p> <p>第135条(列車の運行不能または遅延の場合の取扱い) 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する事由が発生した場合は、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。</p> <p>【中略】</p> <p>(2)列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で、接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって、目的地に出発する列車に接続を欠いたとき、または着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき</p> <p>ア. 第136条に規定する旅行中止および旅客運賃の払い戻し イ. 第137条に規定する有効期間の延長 ウ. 第138条に規定する無賃送還および旅客運賃の払い戻し</p> <p>【中略】</p> <p>3 旅客は、第1項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第1項、第2項及び第136条から第142条に定める取扱いに限り請求できるものとし、列車の運行不能又は遅延等によって生じる次の各号による事項及びその他一切の請求をすることはできない。</p> <p>第154条(手回り品および持込禁制品) 旅客は、第155条または第156条の規定により、その携行する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p>【中略】</p> <p>2 旅客が、手回り品中に危険品または刃物(適切に梱包されたものを除く。)を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することができる。</p> <p>子 前項の規定により、手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、</p>	<p style="text-align: center;">旅客営業規則</p> <p>第135条(列車の運行不能または遅延の場合の取扱い) 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する事由が発生した場合は、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。</p> <p>【中略】</p> <p>(2)列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で、接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって、目的地に出発する列車に接続を欠いたとき、または着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき</p> <p style="text-align: center;"><u>第1号ア、イおよびウのいずれかの取扱いに限り請求できる</u></p> <p>(3)<u>第154条第2項または第3項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき(第154条第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限り)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1号ア、イおよびウのいずれかの取扱いに限り請求できる</u></p> <p>【中略】</p> <p>3 旅客は、第1項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第1項、第2項及び第136条から第142条<u>または第154条第4項</u>に定める取扱いに限り請求できるものとし、列車の運行不能<u>もしくは遅延等が発生した場合、または第154条第2項または第3項の規定による点検等に応じたこと</u>によって生じる次の各号による事項及びその他一切の請求をすることはできない。</p> <p>第154条(手回り品および持込禁制品) 旅客は、第155条または第156条の規定により、その携行する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p>【中略】</p> <p>2 <u>前項ただし書き第1号または第2号の規定による物品の車内への持ち込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により</u>、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することができる。</p> <p>3 <u>旅客に対し、前項に定める点検対象者の特定のための協力を求めることがある。</u></p> <p>4 <u>第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき(第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限り)</u>は、<u>第135条第1項第3号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。</u></p> <p>5 <u>第2項および第3項の規定による、手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求め</u></p>

前途の乗車をすることができない。

第 156 条（有料手回り品および普通手回り品料金）

旅客は、子犬・猫・鳩またはこれらに類する小動物（猛獣および蛇の類を除く）であって、次の各号に該当するものは、前条の規定に準じて社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

- (1) 長さ70cm以内、最小の立方体の長さ幅および高さの和が90cm程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるもの
- (2) 容器に収納した重量が10kg以内のもの

に応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し車内または乗降場からの退去を求めることがある。

第 156 条（有料手回り品および普通手回り品料金）

旅客は、子犬・猫・鳩またはこれらに類する小動物（猛獣および蛇の類を除く）であって、次の各号に該当するものは、前条の規定に準じて社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

- (1) 他の旅客に危害を及ぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が120cm以内の専用の容器に収納したもの
- (2) 専用の容器に収納した重量が10kg以内のもの

以 上